2024年12月から、

<u>iDeCoの拠出限度額が1.2ヵ円→2ヵ円になります!</u>

2024年12月(2025年1月引き落とし分)以降、公務員共済組合の共済掛金 相当額の評価方法を実態にあった算定方法へ見直します。

iDeCoの拠出限度額が2万円まで引き上がり、拠出限度額(年額)が、これまでの14万4千円から24万円に大幅アップします。

※見直し後の公務員の共済掛金相当額は8千円となるため、iDeCoには上限(2万円)までの拠出が可能となります。

より豊かな老後生活を送るために、税制上のメリットが大きいiDeCoの活用を検討してみてはいかがでしょうか?

☑ iDeCoには3つの税制優遇があります!

①掛金が **全額所得控除**

例)毎月2万円ずつ拠出した場合、 所得税率20%、住民税率10%の 方は、年間7万2千円の節税効果

②運用益も 非**課税で再投資**

通常の金融商品の運用益は、源泉 分離課税20.315%がかかりますが iDeCoはこの税金が非課税

③受け取る時も 税制優遇措置

年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職 所得控除」による控除

iDeCoへの加入をご希望の場合

iDeCoの加入手続きは、運営管理機関(金融機関等)にて行います。
iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

ic
なお、2024年12月以降、個人払込の場合には事業主の証明が不要になります。

iDeCo公式サイト

iDeCoの掛金額の変更をご希望の場合

制度見直しに伴い、掛金額の変更を希望される方はお手続きが必要です。

お手続き方法については、iDeCo公式サイトに掲載されておりますので、そちらをご参照の上、ご加入の運営管理機関(金融機関等)へお問い合わせください。

iDeCoの掛金が月別指定(毎月定額拠出以外)の場合、 お手続きが必要です

現在、iDeCoの掛金が月別指定(毎月定額拠出以外)となっている方は、拠出限度額の算定方法見直しに伴い、毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です。

切り替え手続きを行わなかった場合、2024年12月分掛金(2025年1月引き落と

し)以降、<u>iDeCo掛金が拠出停止となります</u>。一時停止となった期間は、iDeCoの所得控除を受けることができません。一時停止となった期間の掛金の追納はできません。

お手続きの期限が2024年12月6日となりますので、ご自身がiDeCoの手続きをした運営管理機関(金融機関等)へご連絡のうえ、速やかにお手続きください。

